

「加藤定奨学生」募集要項

平成24年4月1日
公益財団法人日本文化藝術財団

公益財団法人日本文化藝術財団では、『加藤定奨学金』を受ける奨学生の希望者を下記の要領で募集します。

1. 本奨学金の趣旨

この奨学金は、経済的理由により就学が困難な資質優秀な大学生および大学院生に対する奨学援助を行い、健全な人材育成をもって社会の発展と福祉に寄与することを目的とする。

2. 本奨学金の運用原則

本奨学金の運用原則は、下記のとおりとします。

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務は生じない。
- (2) 奨学生は文化・芸術系大学に就学し、その専攻・領域および理論・実技の別は問わない。
- (3) 奨学生の卒業後の進路、その他一切について制約を設けない。
- (4) 他の奨学金との併給は差し支えない。但し合計金額が一般常識を超えず、他の受給生との不公平が生じない範囲とする。

3. 対象者

奨学生は、次の条件を満たす学生とします。

- (1) 国内の文化・芸術系大学の3, 4回生または修士課程に就学する学生 留学生不可
- (2) 学業優秀、品行方正で、就学に耐える健康体でありながら経済的事由によって就学に支障をきたしている学生
出願資格：日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準に準じます。

4. 奨学生の採用人員

2012年度の採用人員は、次のとおりとします。

- 合計 5名
- | | |
|--|-----------------------------------|
| | <u>主たる家計支持者の昨年の収入</u> |
| | 給与所得者：951(998)万円以下 |
| | 給与所得者以外：469(512)万円以下 ()内は、自宅外通学者 |
- (1) 京都府内に所在する大学へ通学する京都府内に在住の学生：3名
 - (2) 国内の大学に通学する学生：2名

5. 奨学金の額と給付の方法

奨学金の給付額、給付期間および給付の方法は次のとおりとします。

- (1) 給付額：300,000円
- (2) 給付期間：1年間
- (3) 給付方法：7月中に前期6ヵ月分を、10月中に後期6ヵ月分を、本人名義の銀行口座に振込みます。

6. 奨学金の休止、停止

奨学生が休学、または長期にわたって欠席した場合、学業成績または性行が不良となった場合、傷病のため成業の見込みがないと所属大学において判断された場合、本財団の規定に定める報告義務を怠った場合は、その状況に応じ奨学金の給付を休止または停止する。

7. 応募方法

当財団規定の「奨学生願書」、「奨学生推薦書」に必要事項を記入し写真添付

(1) 提出書類

- ①奨学生願書(様式1:写真等添付)
- ②奨学生推薦書(様式2:在学中の学校の担当学科専任教官の記入したもの)
- ③在学証明書(在学中の学校の学長または学部長の発行するもの)
- ④成績証明書(在学中の学校の最新のもの、編入・修士・博士課程に入学した学生は最新の出身校のもの)
- ⑤収入に関する証明書(源泉徴収票(勤務先が発行)または確定申告書(控)の写し/申告内容確認票の写し)

(2) 書類提出締切日：5月12日(土) 17:00迄

(3) 書類提出先：学生課窓口

8. 奨学生の決定および通知

奨学生の決定は、提出書類の審査後、奨学生選考委員会による審査を経て、その結果を書面にて応募者宛に通知いたします。

9. 報告義務

奨学生は次の事項について報告義務を守っていただきます。

- ①大学生、大学院生とも卒業時に卒業制作・論文の報告書を提出していただきます。
- ②学業成績、奨学金使途報告書を年度末に提出していただきます。

以上